

社会福祉施設等の災害復旧費における実地調査(災害査定)について

【1 概要】

国(関東信越厚生局と関東財務局)において、被災現地にて申請者が行う、
①災害と被災状況との関係、②被災状況と復旧方法の関係、③被災状況と復旧費用の関係や費用の算出根拠などの説明をもとに、査定を行います。

※査定官：関東信越厚生局職員、立会官：関東財務局職員

【2 実地調査(災害査定)の会場】

被災施設等の現地(または当該自治体会議室か関東信越厚生局会議室)

【3 基本的な進行(例)】

①現地調査⇒②被害状況説明⇒③復旧方針の決定⇒④協議書の審査⇒⑤調査額の確定

【4 申請者(自治体)が説明する内容】※根拠資料も提示下さい。

- ① 被災した施設等の所在地における災害の状況について、ご説明下さい。
(都県、政令指定市、中核市が説明(それら以外の市町村の説明も可能))
「〇〇市では、△△(台風〇号、××地震など)により、〇〇の被害を受けた。」など。
- ② 申立している当該施設の被災事実や原因
災害と被害の関係について、ご説明下さい。(申請者が説明)
(災害によって、いつ、どのような理由で、どのような被害となったのかなど)

※ 現地調査の際は、被災箇所を実際に確認します。その際、被害時等の写真等を活用し、ご説明下さい。

※ 調査会場が自治体会議室等の場合は、写真を使って、被害の状況をご説明下さい。

○復旧方針の決定

被害状況等の説明から、査定官、立会官が次の4ケースの中から、決定。

「原形復旧、原形復旧不可能、原形復旧困難、原形復旧不適當」

(注) なお、災害復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出するのが基本。

③ 工事内容・費用についてご説明下さい。(申請者が説明)

特に、工事内容(施工方法・範囲)と被害との関係や費用の算出根拠について、説明が必要。

(工事と老朽化との関係については、説明を求められます。)

- ・専門的な説明が必要なため、設計士・建築士など説明できる方の同席が可能。
- ・施工業者等の立会・同席も可能。

※工事内容の説明時に被災写真を活用。

【(参考) 調査にあたり、必要と考えられる資料】

- ・災害復旧費協議書
 - ・災害発生原因や程度(震度など)がわかる資料
 - ・当該施設の図面、被災写真
- ※例えば、配置図面に被災した場所をマークする等をしていただくと、進行がスムーズです。
- ・復旧費の積算根拠(見積書など)
 - ・設備を入れ替える場合は、修理不能を示す書類

※上記の現地調査(災害査定)は、あくまで標準的なものです。
被災状況等により、柔軟な対応となる場合があります。